

## 第76回国民体育大会冬季大会スキー競技会中止に伴う

## 成績及び参加資格の対応

## I. 基本的考え方

開催基準要項細則第7項本則第16項第5号（延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応）に準じた対応とする。

## II. 対応

## 1. 第76回冬季大会スキー競技会の成績について

中止したスキー競技会の成績は全て空位とする。

## 2. 冬季大会スキー競技会の参加資格について

(1) 既に終了している予選会を含め、全選手「不参加」とする。

(2) ふるさと選手の登録は「無効」とする。

ただし、下記3.(2)(ア)(イ)に示す特例措置を適用する。

## 3. 第77回冬季大会以降の参加資格について

(1) 空白期間のカウント

第76回冬季大会スキー競技会については、「不参加」として取扱い、通常通り空白の1年としてカウントする。

(例)	第74回 冬季大会 2019年	第75回 冬季大会 2020年	第76回 冬季大会 2021年	第77回 冬季大会 2022年	特別 冬季大会 2023年
A選手	茨城県 (居住地)	—	—	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)

## 【開催基準要項細則抜粋】

前々回又は前回の大会に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。

## (2) ふるさと選手制度に係る参加資格特例措置

第76回冬季大会スキー競技会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、以下の特例を認める。

(ア) 第77回冬季大会スキー競技会に参加する選手は、特例として第75回冬季大会スキー競技会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除<sup>\*</sup>を適用可とする。

(例)	第75回 冬季大会 2020年	第76回 冬季大会 2021年	第77回 冬季大会 2022年	特別 冬季大会 2023年
D選手	鹿児島県 (ふるさと)	—	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)
	①	(②)	「ふるさと解除」	

(イ) 特別国体冬季大会スキー競技会に参加する選手は、特例として第77回冬季大会スキー競技会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除<sup>\*</sup>を適用可とする。

(例)	第75回 冬季大会 2020年	第76回 冬季大会 2021年	第77回 冬季大会 2022年	特別 冬季大会 2023年
E選手	×	—	鹿児島県 (ふるさと)	栃木県 (勤務地)
		(①)	②	「ふるさと解除」

【ふるさと選手制度】

ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

(例)	第74回 冬季大会	第75回 冬季大会	第76回 冬季大会	第77回 冬季大会	特別 冬季大会
B選手	茨城県 (ふるさと)	茨城県 (ふるさと)	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)

(例)	第74回 冬季大会	第75回 冬季大会	第76回 冬季大会	第77回 冬季大会	特別 冬季大会
C選手	茨城県 (ふるさと)	—	茨城県 (ふるさと)	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)

\*第76回大会(2021年)から卒業小学校追加

※ふるさと選手制度1回の利用について、2年以上連続で使用をした者は、次回大会に2大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。

⇒通称「ふるさと解除」